

平成30年 第8回

小林市教育委員会

定例会

会 議 録

平成30年6月28日(木)

平成30年 第8回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 平成30年6月28日(木) 午後3時30分～
- 2 場所 小林市役所 2階 第1会議室
- 3 出席委員 中屋敷史生 大部菌智子 椎屋芳樹 大角安子 槇光子
- 4 参与職員 山下康代 日高智子 深田利広 藤井寛史
(調整職員) 川俣洋寿

5 説明職員

6 会議内容

開会 15:30

中屋敷教育長 それでは皆さん、こんにちは。平成30年第8回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、報告第25号平成30年第4回市議会定例会(6月議会)について、事務局から説明をお願いします。

山下教育部長 それでは、報告第25号の6月議会についての報告をいたします。

2ページをお開きください。

6月11日に開会されまして、明日29日が閉会になります。一般質問、議案質疑、委員会まで終わっております。本日は、一般質問のご報告だけさせていただき、来月の定例会で議案質疑と委員会の報告をさせていただきますと思います。

一般質問ということで、3ページから17ページまでが一般質問通告書になります。15名の議員からの質問が今回ありました。それでは、報告をさせていただきます。

18ページをお開きください。

まず、鎌田議員です。

発達障害のある児童・生徒への継続的支援ということで質問がありました。発達障害の特性の理解や子供たちが安心して成長できる環境づくりにどのように取り組んでいるか、また子供の貧困の連鎖を断ち切る上で何が必要か教育長に質問がありました。

まず、発達障害についてですけれども、各学校では、学校の全体計画に沿って毎年特別支援教育に係る研修会の実施や個別の教育的ニーズに合った環境が提供できるように、校内の教育支援委員会というものを設定しましてその充実に努めております。市教育委員会といたしましても、就学前の子供たちを持つ保護者への就学相談会や就学時健康診断を実施したり、市単独で特別支援教育支援員を雇用したりするなど、一人一人の教育的ニーズに応じた教育環境を整えているところであります。

また、子供の貧困の連鎖を断ち切るためには、教育長のほうから、以前から申し上げておりますが、子供の基礎学力の定着と進路指導の充実の2つの側面は学校教育で担っていくものだと私は考えております。しかしながら、そのことが家庭の経済的な理由で実現できない子供のためには、教育行政といたしましては就学支援の充実を図っていかなければならないと考えておりますということで答弁をしております。

また、鎌田議員からは、早期発見、相談体制の充実が重要ですが、就学前健診にはどのような専門家が対応しているのか伺いますということで、教育長から、早期発見につきましては、学校教育課では、就学相談会、就学時健康診断を毎年組織的・計画的に行っております。それから、多面的に見るためには、教育支援委員会あるいは幼保認定こども園、そして健康推進課、子育て支援課等との連携を密にしながら情報を交換しているところでありますと答弁をいたしております。

20ページをお開きください。

吉藤議員です。

通学路・道路の危険箇所の整備改良ということで、議員たちがアンケートを独自でとられたそうで、「冬の登校は暗いうちに家を出るので、反射板を配ってほしい」というものがあつたということで、反射板を配ってほしいということでありますが、反射板の配布が可能かどうかお尋ねしますということで、教育長から、反射板の配布につきましては、中学生は毎年交通安全協会から寄贈いただいておりますので、中学生は全員持っていると思います。問題は小学生ということになりますが、まだ配布はしておりませんので、地域によってまた違うと思いますので、遠くから来て暗くなって

いる学校もあります。街灯がたくさんあって必要のないところもあると思いますので、各学校等の要望等を把握しながら、それについては対応していきたいということで答弁をしております。

それから、吉藤議員からは、安全灯についても、今年度の安全灯の計画、設置台数などわかりましたらお示しくださいということで、まず私から、毎年行っています安全プログラムの経緯についてお話をしております。29年度、安全プログラムのほうでは新規要望は安全灯はありませんでしたが、そのプログラムの後にPTAからの教育委員会への要望が10件、それから区長会から危機管理課へ33件安全灯の申請がありました。教育委員会といたしましては、安全プログラムに計上することを最優先としておりますので、ぜひ載せてくださいということで答弁をしております。安全灯の担当が総務危機管理課になりますので、総務部長から、平成30年度におきましては、予算額的には145万8,000円を計上しております。設置台数としては30基前後を見込んでいるところでありました。また、箇所については8月ごろに決定する予定ですということで答弁がありました。22ページをお開きください。

福本議員になります。

以前から提案されているんですけども、絆ファイルを現在どのように活用しているかということと、小林らしい教育についてということで質問がありました。

絆ファイルにつきましては、実際に活用されている方々の意見を踏まえながら、医師、教職員、健康推進課の職員、それから各分野の専門家から成る教育支援委員会を開催いたしまして、そこで検討を行って、29年3月に改訂したものを現在配付しております。改訂以後に配付した方は21名でありますということで、今の状況を報告しております。

それから、小林らしい教育の取り組みについては、学校教育だけでなく、やはり社会教育、家庭教育がそれぞれの分野の教育的機能というのが十分に働くことが、市民一人一人の実現のために大切ではないかと考えております。その中で一番大切に思っているのは学びと健康ということで、0歳から100歳までの小林教育プランということを経済計画の学びの分野に

出ているところでありますということで、具体的に教育長から答弁をしております。

それから、23ページになりますが、災害時の避難に対して障害児のそれぞれのマニュアルがきちんとできているんですかということで質問がありました。

教育長からは、個人個人のマニュアルができていないんですけれども、集団に入るとパニックになる子供、それからその子供については別室にて避難させるようにしているとか、車椅子の子は車椅子の対応をしているとか、個別の特性に応じた対応を学校でしております。マニュアル化というのは、この前も教育長が答弁されているんですけれども、一人一人の特性が違いますので、なかなかマニュアル化というのは難しいという現場の声がありますということで答弁をしております。

それから、24ページになります。

英語教育というのが今年度から始まるということで、英語教育を増やすと授業時間の確保ということで、そのあたりが十分に確保できるんですかということで質問がありました。

小林の場合は、長期休業日を工夫しておりますので、夏休みが早目に終わるという形をとっておりますし、校時程の工夫をしておりますので、これで英語の35時間が増えるというのは確保できるということで結論を出しているということで答弁されております。

福本議員から、また心配されるのは、その時数確保のために遠足などの体験授業が削られるのではないかというような心配をしているが、そのあたりは大丈夫なんですかということが質問されました。教育長から、今までの教育活動を担保した上で確保できるということです、体験的な活動とかこすもす科が削られるということはありませんということで答弁をしております。

25ページ原議員からです。

原議員からは、市長の政治姿勢の中で、スポーツの振興というところがあったんですけれども、選手育成のための支援は考えていませんかということで、私から答えたんですけれども、小林の場合は、九州大会、全国大会

に出場する団体、個人に補助金を出しております。ただ、部員数が多い団体は自己負担が大きくなっているとは思いますが、ほかの市と比べますと、小林市の補助の対象者は手厚い補助を行っておりますので、現在のところ、登録メンバー以外への補助は考えていないということで答弁をいたしました。

それから、インターハイのことで、施設のこと、それから市民体育館前にバスの停留所の設置はできないかということで質問がありました。バス停の設置につきましては、これまで市民から要望などが来ていないところですが、今後必要性があるかの確認はしたいということで答弁をいたしました。

それから、26ページになります。

大迫議員から市長に、市長の政治姿勢についてということで、市民が気軽にスポーツ文化活動に取り組める支援についてということで質問がありました。今回、市長の公約が大きく6つあるんですが、その大きな1つの中にスポーツ文化の活動支援というのが大きく載っていますので、この質問をされた議員が何人かいらっしゃいます。この質問を受けて市長から答弁がありました。

それから、27ページになります。

大迫議員ですが、市外の中学校、高等学校にバスで通学する生徒の支援ということで、ここ数年、市内の小中学校を卒業して市外の中学校、高校に通っている生徒さんが増えているものなのか、どのような変化があるものなのか教育長にお尋ねしますということで質問がありました。

平成27年度から29年度まで3カ年の推移なんですけれども、まず、小学校から市外の中学校へ行く人数ですが、平成27年度が12名、28年度が15名、29年度が18名です。今度は中学生が市外の高校に行く生徒の推移ですが、27年度が117人、平成28年度が101人、29年度が101人ということで、今申し上げたのは進路で出ていった数ですので、バスに乗っている子はわからない状況です。

大迫議員からは、運転手の確保ということは難しいとかというのがあったんですが、市として宮交さんをお願いするのが無理であれば、市と

してバスをお借りしてスクールバスといたしますか、生徒専用朝の1便だけでも走らせていただくとか、そういう方法はできないかというのをぜひ検討をしていただきたいということで、このことについては教育委員会だけが考えることではなくて、各部門のほうでの協議、総合政策部がバス路線の担当ですので、協議が必要だと思っております。

28ページになります。

蔵本議員から、学校や修学旅行における平和授業の状況ということで、教育長から、各学校が取り組んでいる社会科の授業を中心とした平和学習、修学旅行についての報告をしております。

それから、蔵本議員からは、長崎を中心に、修学旅行についてはそれを広めてほしい、学校に取り組んでほしいということで、教育長に答弁があったところであります。修学旅行は、学校で子供や保護者の意見、そして学校の考えから総合的に考え計画されるものでありますので、身近なところに行くことは大切だということは指導していきたいということで答弁をいたしております。

それから、蔵本議員からは、修学旅行費の費用が高くなると。服装や準備をするのも合わせて10万円を超えますということで、何も飛行機で遠くまで行く必要はない。身近なところで費用を、苦しんでいる家庭もあるわけですから、この辺を考えると、子供たちの希望だけでは困ると思いがどうですかということで教育長に質問がありました。

費用の件につきましては、修学旅行を三泊四日を二泊三日にしたところが資料館に行っていないということはあるんですけども、各学校、費用を抑える工夫はしております。小さな学校ほど負担は大きくなります。小林市では、合同で行ったりして負担軽減をしております。これが今まで以上に負担がかからないようには配慮してまいりたいということで答弁をしております。

それから、蔵本議員からは、以前も出ましたが、競輪場外車券場の建設について、教育長の見解をまた聞かれましたので、教育長が以前と同じような答弁をしております。

それから、31ページで、下沖議員からは情報化社会ということで、教育

におけるICTの取り組みということで質問がありました。今、教育長のほうから、前年度から取り組んでいる東方小学校、それから東方中学校の取り組み案件を答弁しております。

それから、下沖議員からは、新しい授業が始まっていく中で、機材を含めて利活用を図る中で、先生たちにもかなりの負担もしくはご苦労がかかっていると思いますが、その対応、今までそういう対策をされたかということで、あれば教えてくださいということで質問がありました。教育長のほうからは、27年度に取り組みましたICT活用支援事業の内容を説明いたしました。

33ページになります。

時任議員です。

スポーツのまち小林の推進についてどう考えるかということで市長にありました。市長のほうで答弁しております。それから学校給食費の全額補助は市長は考えていないかという質問がありました。市長のほうからは、半額補助を行っておりますが、今後財源確保が厳しくなることが予想されますので、全額補助は考えておりませんということで答弁がありました。

34ページです。

時任議員からは、学校給食の現状と地産地消ということで、地産地消の考え方、それから私のほうから地産地消率を答弁いたしました。

35ページになります。

大浦議員です。

教育長が、過去4年間の教育行政と今後の考えについて考えをお聞かせくださいということと、昨年も通学路の安全対策について、昨年度の実施状況とそれから今年度計画と事故状況をお聞かせくださいということで質問がありました。教育長からは、過去4年間の教育行政、教育長が取り組んだ教育行政と今後の考え方について教育長のほうは答弁しております。

それから、最後に小中学校の事故の状況で、35ページの下から3行目になるんですけども、平成27年度から3カ年で申し上げますと、平成27年度は小学校で4件、中学校は3件、合計7件、28年度が小学校が5件、中学校が8件、合計13件、平成29年度が小学校が6件、中学校が

1件、合計7件ありました。36ページになりますが、事故の内容といたしましては、登下校では児童・生徒と自動車の接触事故、それからそれ以外では店舗駐車場あるいは遊び中の飛び出しによる自動車との接触事故がその事故の原因ということで答弁をしております。

それから最後に、小学校、中学校からの市外への流出ということで、これについてどう思いますかということで教育長に質問がありました。

教育長からは、まず、なぜ流出するのか。ちょっと調べてみられたんですけども、基本的には、進路というのはその子の自己実現ですので、夢とか希望がかなうところ、そして保護者の理解があるところ、そういうところで選択されるということは大前提なんですけれども、それを前提とした上で、なぜ中学生で行くのかということ調べてみたところ、やはり入試がないという部分がありました。中学校に入ったら中高の入試がないということがまずポイントがあります。それから特待生という制度がある。つまりお金が要らなくなるということ。それからこれは部活まで面倒を見ているという特権があります。それから、全国的な中学校小規模校の問題ですが、部活動ができない、部活動を、そこへ行けば充実できるというのが上がっているということで、教育長が答弁をしております。

それから、37ページになります。

大浦議員からTENAMUビルの利活用の状況ということで、現在のTENAMUビルの公共スペースの利用状況の質問がありましたので、私のほうから答弁をしております。

一般質問につきましては、以上です。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

質問はないでしょうか。

今回は市長の政治姿勢を問う中で教育について入っていくというのが多かったなという感じがしました。よろしいですか。(はい)

それでは、次の報告第26号教育財産から一部行政財産へについて、説明をお願いします。

深田スポーツ振興課長 お手元にカラー刷りの図面を配付させていただいております。

報告が遅くなって大変申しわけないんですけども、今回、三ヶ野山の地

区体育館になるんですけども、この茶色の部分が地区体育館になります。その南側部分に、今回小林消防団第10分団第5部、三ヶ野山地区にある消防団の詰所を、今建築中でありまして、多分あと1カ月ほどでできるんじゃないかと思っています。それに伴いまして、新しい詰所の部分はこの黄色の部分になるんですけども、体育館の南側です。この部分を教育財産から一部行政財産のほうに移行をすることになりますので報告をさせていただきます。

中屋敷教育長 完成はいつになりますか。

深田スポーツ振興課長 完成はあと1カ月くらいになるかと思います。

中屋敷教育長 何かご質問ないですか。

深田スポーツ振興課長 ちなみに、今詰所の建築をしている右側に黒い建物があるんですけども、そこは派出所になっており、そういう施設が今回一緒にまとまったということです。

大角委員 この教職員住宅の前の現詰所も壊れて、教職員住宅は空き地というか、きれいになりますか。

深田スポーツ振興課長 あそこは、ここができ上がった時点で移転をして取り壊しをすると思います。

中屋敷教育長 教育財産はこの範囲ですか。

深田スポーツ振興課長 はい。体育館までです。

大角委員 プールの横の田んぼも栗須小学校で、この体育館にも書いてあります。昔、何十年か前にカライモを出して地域の人がお金をつくって体育館をつくったと。だから、その場所に詰所ができるということですよね。

深田スポーツ振興課長 そこより下の段になりますよね、学校よりは大分下のほうです。

大角委員 下のほうですよね。コミュニティセンターもあるじゃないですか。あの1階全部が1カ所になるという感じですよね。

深田スポーツ振興課長 はい。

中屋敷教育長 事後報告になってしまいました。

深田スポーツ振興課長 すみません。

中屋敷教育長 よろしいでしょうか。(はい)

それでは、議案に入りたいと思います。

議案第49号小林市文化会館設置条例施行規則の一部改正について、説明をお願いします。

日高社会教育課長 議案第49号です。文化会館の設置条例施行規則の一部改正について、教育委員会の承認を求めるものです。

40ページに、一部をこのように改正するというように書いていますが、わかりにくいかなと思ひまして、別に資料を今、現在の条例施行規則をお渡しをしております。それを開いて、1番の4段のほうは第6条になるんですが、ここについては、利用の許可申請についての条文になっております。この中の第2項、これが許可申請の受け付け期間を、大ホール、小ホールに当たっては、利用日の7日前までとしてあります。これを今回、14日前までに改めたいというふうに思っているところです。このことにつきましては、まず実情からいたしまして、現在の申請が上がってきて決裁を受け、そしてイベントであれば舞台職員との打ち合わせの期間、これを考慮しますと、1週間前まででは期間が短くて支障を来しているということから、実情に合わせて14日前までとするということで改正をしたいというふうに思っています。

また、その次の第3項ですけれども、ここが申請の受付について書いてあるんですけれども、受け付け時間としまして、ただし書きといたしまして、「日曜日、月曜日、土曜日、国民の祝日、1月2日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までを除き、」というものを削除いたしまして、ただし書きというようにして、「ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。」というふうに変更したいと思います。これにつきましては、許可申請の受け付けは、現状では開館日にしか行っていないということで、休館日の定義を記載しないということで、実際は土日、祝日でもいろんな催し物、これがあるときには職員が勤務をしておりますので、開館している時間においては受け付けができることというふうにしたいと思っております。このことで市民へのサービスにつながるということで変更をしたいというふうに思っております。

そして、その次のページの右側になりますが、第10条、ここにつきましては、利用の変更等についての条文になっております。利用者が大ホール、

それから小ホールを利用しなくなったとき、申請をしたんですけれども、最初の申請で許可を受けた事項についての内容と変更があって、その変更したことで利用内容を利用したいというときには、許可の取り消しまたは変更申請書の提出をする必要があるんですが、現条文では、利用日の2カ月前までとなっております。これを7日前までに変更したいというふうに思っております。これも実情からすると、実際は7日前までで受け付けをしておることから、条例と整合性が合わないということから、実情に合わせて整合性を持たせるために、7日前までにということに変更したいというふうに思っているところです。

以上です。

中屋敷教育長 ありがとうございます。ご質問等ありますでしょうか。(なし)

よろしいですか。(はい)

それでは、議案第49号については承認されたものといたします。

では、以上をもちまして、本日の定例会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

閉会 16:40

教育長

教育長職務代理者

委員

委員

委員

調製職員
